

うえのはら

霧島市立青少年育成センター
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45-1
霧島市教育委員会 社会教育課内
(霧島市役所 別館3階) 0995-64-0708

1 SNS 利用のルール

※**うちのかたとよみましょう。**

自分専用のスマートフォンを持つ小学生が令和元年の 40.1% から令和 4 年には 64.0% に増加し、中高生に至っては 90% 以上が所持するようになります※、**SNS 利用時のトラブルが後を絶ちません。**(※内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」) 今一度、スマートフォンの使用方法について考えてみましょう。

誹謗中傷で
慰謝料請求



SNSで著名人等の悪口を軽い気持ちで匿名拡散させ、その後名誉を傷つけられたと慰謝料を求められる。顔が見えないことで気が大きくなり間違った正義感に快楽を感じる危険な状況に陥りやすい。加害者にも被害者にもなり得る。

実際の事件

- 女子プロレスラーの木村花さんが出演番組での発言を SNS で中傷され自らの命を絶った。**匿名で書き込んでいた男性は「侮辱罪」**により書類送検。
- コロナ禍での「自粛警察」と呼ばれる**匿名の投稿者**が県外ナンバーの車両やマスク非着用の人々を SNS 上に投稿。「**損害賠償請求**」をされてもおかしくない行為。



その他トラブル被害

高額バイト勧誘

お小遣い稼ぎのつもりで応募したアルバイトが**詐欺グループの犯罪に加担**させられ犯罪者となる被害も報告されている。



自撮り被害

SNSで知り合った相手を信用し**個人的な話を打ち明け**、その情報を利用し脅迫され裸などの写真を要求される被害にあう事例もある。



SNSでの誘い

SNSで悩みを聞いてくれた相手と会うことになり**家族に行先を告げず、そのまま行方不明**になってしまった事例もある。



2 自転車のルール

自転車は道路交通法で軽車両とされており、「車のなかま」です。道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを守って安全運転を心掛けましょう。自転車の運転により危険な違反行為を繰り返し行った場合、運転者は「自転車運転者講習」の受講対象となり、内容によっては最大 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科せられます。

禁止事項

携帯電話使用運転



走行中に携帯電話を手に持って通話やメール等をする。

※ 5 万円以下の罰金

傘差し運転



傘をさす、物を持つなどで視野を妨げたり、安定を失うような方法で運転をする。

※ 5 万円以下の罰金

イヤホン等使用運転



イヤホン等を使用して音楽を聴くなど運転に必要な周りの音が聞こえない状態で走行をする。

※ 5 万円以下の罰金

並進走行



他の自転車と並んで通行をする。

※ 2 万円以下の罰金又は科料

しゃ断踏切立入り、ブレーキ不良自転車運転など

※ 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金